

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
2	県税の賦課徴収に関する事務の基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

三重県は、県税の賦課徴収等に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に重大な影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

- ・三重県は県税の賦課徴収等に関する事務において税務システムを使用している。
- ・税務システムでは、内部による不正利用防止のため、利用者の限定、アクセス権限の設定、システム操作記録の保存、業務端末での電子記録媒体の使用制限等の措置を講じている。
- ・税務部門以外とは接続されない閉鎖したネットワークとしたうえで、ウイルス対策ソフトを導入している。ウイルス対策ソフトはパターンファイルを更新することにより常に最新化している。
- ・税務システムの保守運用を外部に委託しているが、作業内容に関する報告を求めており、個人情報の取り扱い等に関しても契約内容に含めて厳重に取り扱っている。

評価実施機関名

三重県知事

公表日

令和2年3月31日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	県税の賦課徴収に関する事務
②事務の概要	地方税法その他の地方税に関する法律及びこれらの法律に基づく条例又は特別法人事業税及び特別法人事業譲与税に関する法律による地方税若しくは特別法人事業税の賦課徴収又は地方税若しくは特別法人事業税に関する調査(犯則事件の調査を含む。)に関する事務 地方税法等の一部を改正する等の法律(平成28年法律第13号)附則第31条第2項の規定によりなおその効力を有するものとされた同法第9条の規定による廃止前の地方税特別税等に関する暫定措置法による地方税特別税の賦課徴収又は地方税特別税に関する調査(犯則事件の調査を含む。)に関する事務 ・納税者、特別徴収義務者等のあて名情報の特定や突合を行う納税者管理情報 ・納税者、特別徴収義務者等からの申告及び届出等による課税業務 (個人事業税、不動産取得税、県たばこ税、軽油引取税、鉱区税、自動車税環境性能割・種別割) ・課税業務に対応する収納業務 ・滞納者に対する滞納整理業務
③システムの名称	税務システム 国税連携システム(eLTAX) 住民基本台帳ネットワークシステム 団体内統合宛名システム 中間サーバー
2. 特定個人情報ファイル名	
税務システムデータベースファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号。以下「番号法」という。)第9条第1項並びに別表第一の16の項及び99の項 番号法別表第一の主務省令で定める事務を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第五号)第16条及び第72条
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	[実施する] <選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	番号法第19条第7号 別表第二の28の項 番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第21条
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	総務部税務企画課
②所属長の役職名	税務企画課長
6. 他の評価実施機関	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	514-8570 津市栄町1丁目954番地 情報公開/個人情報総合窓口 電話:059-224-2073
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	514-8570 津市広明町13番地 三重県総務部税務企画課電算班 電話:059-224-2397

II しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人か	[30万人以上]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	平成27年3月16日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	平成27年3月16日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価及び全項目評価の実施が義務付けられる

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書及び全項目評価書]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書 2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 []委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) []提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 []接続しない(入手) [○]接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 監査		
実施の有無	[○] 自己点検 [○] 内部監査 [] 外部監査	
9. 従業者に対する教育・啓発		
従業者に対する教育・啓発	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成27年7月14日	評価実施機関名	三重県	三重県知事	事後	
平成27年8月18日	I-1-③	総合税システム	税務システム 国税連携システム(eLTAX) 住民基本台帳ネットワークシステム 団体内統合宛名システム 中間サーバー	事後	
平成27年8月18日	I-2	賦課徴収等特定個人情報ファイル	税務システムデータベースファイル	事後	
平成27年8月18日	I-3	行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号)(以下「番号法」という)第9条第1項別表第一の16項、89項	行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号)(以下「番号法」という)第9条第1項別表第一の16項	事後	
平成30年12月27日	I-3	行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号)(以下「番号法」という)第9条第1項別表第一の16項	行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号)(以下「番号法」という)第9条第1項別表第一の16項 番号法別表第一の主務省令で定める事務を定める命令第16条	事後	
平成30年12月27日	I-4-②法令上の根拠	番号法台19条第7号 別表第二の28項	番号法第19条第7号 別表第二の28項 番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第21条	事後	
平成31年3月22日	IVリスク対策	記載なし	項目の追加	事後	
令和2年3月31日	I-1-②	地方税法その他の地方税に関する法律及びこれらの法律に基づく条例による地方税の賦課徴収又は地方税に関する調査(犯則事件の調査を含む。)に関する事務 地方税法等の一部を改正する等の法律(平成28年法律第13号)附則第31条第2項の規定によりなおその効力を有するものとされた同法第9条の規定による廃止前の地方税法等に関する調査(犯則事件の調査を含む。)に関する事務 ・納税者、特別徴収義務者等のあて名情報の特定や突合を行う納税者管理情報 ・納税者、特別徴収義務者等からの申告及び届出等による課税業務 (個人事業税、不動産取得税、県たばこ税、軽油引取税、鉱区税、自動車取得税・自動車税) ・課税業務に対応する収納業務 ・滞納者に対する滞納整理業務	地方税法その他の地方税に関する法律及びこれらの法律に基づく条例又は特別法人事業税及び特別法人事業譲与税に関する法律による地方税若しくは特別法人事業税の賦課徴収又は地方税若しくは特別法人事業税に関する調査(犯則事件の調査を含む。)に関する事務 地方税法等の一部を改正する等の法律(平成28年法律第13号)附則第31条第2項の規定によりなおその効力を有するものとされた同法第9条の規定による廃止前の地方税法等に関する調査(犯則事件の調査を含む。)に関する事務 ・納税者、特別徴収義務者等のあて名情報の特定や突合を行う納税者管理情報 ・納税者、特別徴収義務者等からの申告及び届出等による課税業務 (個人事業税、不動産取得税、県たばこ税、軽油引取税、鉱区税、自動車税環境性能割・種別割) ・課税業務に対応する収納業務 ・滞納者に対する滞納整理業務	事後	
令和2年3月31日	I-3	行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号。以下「番号法」という)別表第一の16項 番号法別表第一の主務省令で定める事務を定める命令第16条	行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号。以下「番号法」という)第9条第1項並びに別表第一の16の項及び99の項 番号法別表第一の主務省令で定める事務を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第五号)第16条及び第72条	事後	
令和2年3月31日	I-4-②法令上の根拠	番号法第19条第7号 別表第二の28項 番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第21条	番号法第19条第7号 別表第二の28の項 番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第21条	事後	